

- 3.父母兩名が結婚登記済みの戸口名簿或いは国民身分証明証正本とコピー（正本は照合後即返還）或いは戸籍謄本；婚姻を経ず生れた子供は、母に扶養される場合は、母の国民身分証或いは戸口名簿正本とコピー（正本は照合後即返還）及び未婚の宣誓書、父に扶養される場合は父が認知手続きを完了済みの戸籍謄本を添付すること。
- 4.父又は母が単独で未成年者が台湾地区で定住する申請をする場合は、父母双方の同意書を添付すること。（父母が離婚している場合は、子女の親権者の同意書）
- 5.婚姻前に妊娠且つ出生時において母が在台無戸籍国民である場合、親子関係を証明するに足る証明文書【例えば、父親と息子（又は娘）兩名のDNA親子鑑定書】及び母の在外公館認証済みの受胎期間（子女出生日からさかのぼり第181日から302日までを受胎期間とする）に婚姻の事実がない証明を添付すること。
- 6.大陸地区で出生した方は、海基会が認証した大

陸地区で戸籍を設けていないこと及び大陸地区の旅券を所持していない旨の証明書類を提出すること。

(四) 委任状：代理人が申請する場合は、委任状を添付する。代理申請人署名捺印欄には、自筆署名捺印すること。

(五) 許可証の規定費用：台湾ドル (TWD) 400 元。

(六) 書留の返信封筒と切手：受け取り人氏名、住所、郵便番号及び電話番号を明記すること。

三、注意事項：

(一) 在台定住申請案件に関して、提出書類に不備不足があれば、本署は書面にて通知する。送達の翌日から15日以内に補完すること。(申請書類が国外から取り寄せ或いは国外申請の案件の補完期間は3ヶ月とする)。規定の期間内に補完しない場合、本署は申請を却下できる。

(二) 20才未満の計算基準：各サービスセンター或いは在外公館が申請受理した日を基準とする。

(三) 規定により提出された書類で外国語の書類は、在外公館で認証した上、さらに在外公館或いは国内公証

人が認証した中国語訳文を添付すること。香港、マカオ或いは大陸地区で作成された文書は香港中華旅行社、マカオ台北経済文化中心或いは海基会で認証を受ける。

(四) 申請人がすでに入国している場合は、国内で申請すること。国外にいるので在外公館に申請した方は入国許可証及び台湾地区定居証副本を発給し、それを所持して入国し、本署サービスセンターで定居証に交換して、30日以内に戸政事務所で設籍すること。

(五) 戸籍をつくってから初めて出国する時は、先ず始めに、外交部で国民身分証番号が記載された我が国の旅券を申請してからでないと、出国できない。

四、申請窓口及び問合せ先：本署各県市のサービスセンター；連絡やインフォメーションは本署のホームページ。

本署HPアドレス：<http://www.immigration.gov.tw>